

【資料4】

参考1

官庁営繕事業の事業評価概要

令和5年7月

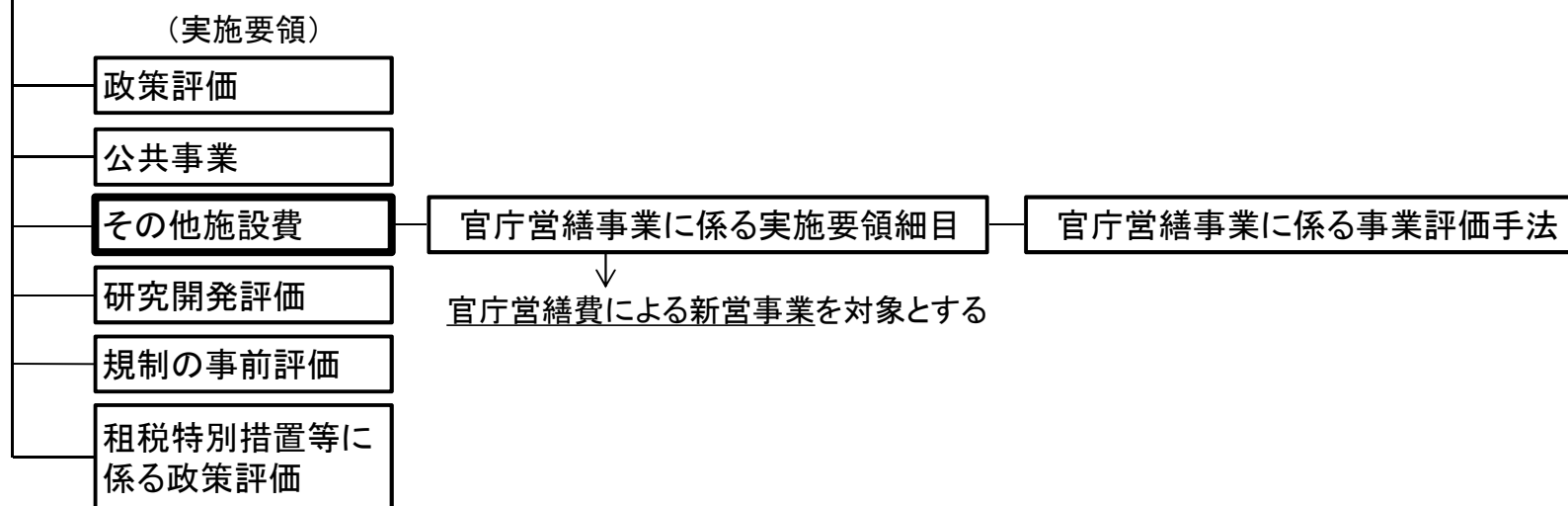
官庁営繕部

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

行政機関による政策評価の実施、各省庁における基本計画策定等を義務付け

国土交通省政策評価基本計画（計画期間 令和元年度～令和5年度）

- 個別公共事業について、事業評価方式による政策評価を実施する。
- 対象事業：国交省所管の公共事業のうち、維持・管理・災害復旧等に係る事業を除くすべての事業



〈新規事業採択時評価〉

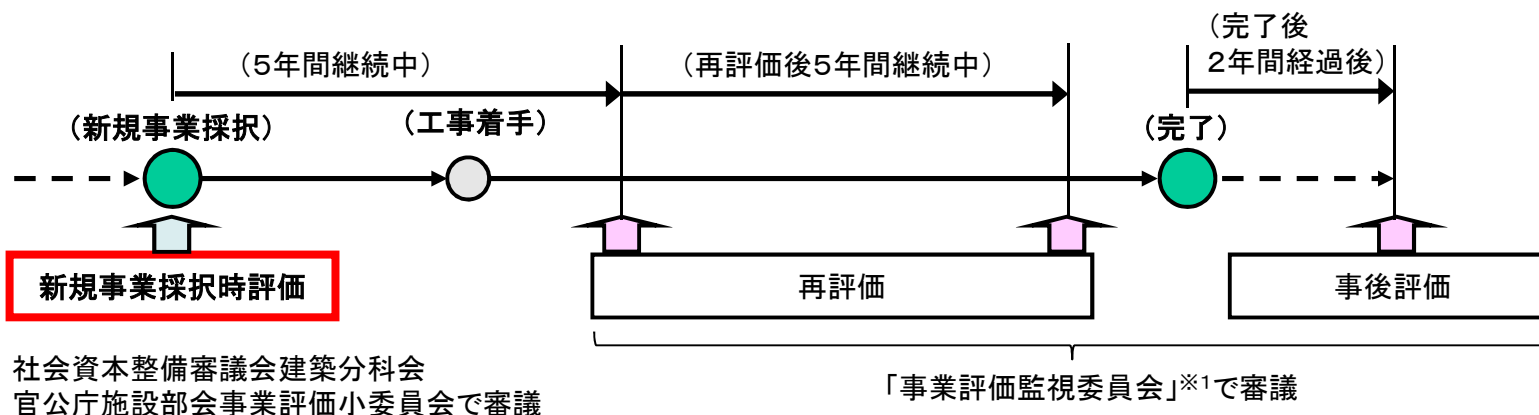
- ・事業費を予算化しようとする事業について評価し、予算化に関する方針を決定する。

〈再評価〉

- ・長期間継続している事業や社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業を評価し、事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する。

〈完了後の事後評価〉

- ・事業完了後2年間が経過した事業について実施。
- ・事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。



※1 本省が行う事業は本省、地方整備局等が行う事業は地方整備局等が設置

※2 これらの官庁営繕事業における事業評価手法は「官庁営繕部評価手法研究委員会」で審議

(参考)事業評価の手法

